

平成24年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）

整理番号 4 - 2 - 9

事務事業名	都市計画マスタープラン策定事業				担当課係	都市整備課まちづくり推進室	
総合計画上の位置付け	大項目	6. 「街が輝く」			記入担当者		
	中項目	②魅力ある都市基盤の整備			内線等		
	小項目	1. 中心市街地・周辺市街地の計画的な整備			E-mail		
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				事業区分	臨時事業	
事業予算費目	款	8	土木費	項	7	都市計画費	
	目	91	都市計画総務費（繰越含）	事業	5	都市計画マスタープラン策定事業	
開始年度	平成	22	年度	根拠法令・要綱等 都市計画法、都市計画運用指針			

■事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 今後の土地利用や都市施設の整備など都市計画の基本方針を示すための都市計画マスタープランの策定
事業の目的（意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 今後の小松島市における土地利用に対する基本方針を策定することによって、よりきめ細やかなまちづくりを作っていくための指針とする。
事業の内容（内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 小松島市都市計画マスタープランについては小松島市第5次総合計画や徳島県が策定する徳島東部都市計画区域マスタープランの上位計画に即しながら、住民や専門家の意見を取り入れ、策定を進めていく。そのために、ワークショップや策定市民会議を開催し、多面からの意見を汲みとれるように努めている。最終的には都市計画審議会に諮った上で、策定、公表される。
事業の背景（経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 県の策定する都市計画区域マスタープランは、その区域全体での役割しか書かれていない。そのため、きめ細やかなまちづくりを行っていくためには、各市町村単位でまちづくりの基本方針を定める必要が生じた。当初は24年度末に策定予定であったが、東日本大震災以降の津波浸水想定の見直しや、土地利用に関する規制緩和の方向性等を見定める必要が生じたことから検討期間を1年延長し、繰越事業となった。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果	
	単位		H23	H24	H25	H26		将来目標 (年度：平成)
	目標							
実績								
達成度								

活動実績・参考となる指標	指標名	単位		H23	H24	H25	H26	指標の説明
				計画				
			実績					
			計画					
			実績					
			計画					
			実績					

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		23年度決算	24年度決算	25年度決算	24年度予算	
全体コスト（円）	A 直接事業費	2,091,445	5,883,990	0	9,649,000	
	財源内訳	国県支出金				
		地方債				
		利用者負担				
	B	2,091,445	5,883,990			
	B	人件費 ①×②	1,956,584	3,706,462	0	
		職員平均人件費①	6,521,947	5,294,945		
従事した割合②/人		0.30	0.70			
A + B		4,048,029	9,590,452	0		
単位コスト	活動指標の説明				備考	
	活動指標 1 単位当たりコスト				平成23年4月1日現在 人口41,204人	
	市民一人あたりのコスト	98	235		平成24年4月1日現在 人口40,876人	

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 東日本大震災後、徳島県では新たな条例を作り、津波浸水区域での土地利用の制限などを検討中である。防災面における土地利用の方針に関しては国や県の動向を注視しながら、小松島市都市計画マスタープランの策定を進めていく必要がある。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 津波による浸水を見据えたまちづくりをするべきであるという意見や、市街化調整区域の開発の方針を盛り込むべきという意見が多い。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	今後のまちづくりの基本方針となるので、マスタープランの策定は必須である。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	都市計画法18条の2第1項において、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針については市町村が定めるものとするという規定がある。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	24年度より市民安全課職員にまちづくり推進室兼務をつけ、より防災面での連携を取りやすくするなど、効率的に策定を進められるよう努めている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	都市計画決定事項についてはマスタープランでの位置づけを常に問われることになるので、早急な策定が必要である。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	平成24年度は都市計画シンポジウムや、市内各地での地域別ワークショップを開催し、市民に自分の住むまちづくりについて共に考えてもらい、多くの意見をいただいた。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	平成25年度はマスタープランの素案を作成したのち、策定市民会議や、パブリックコメントの募集などで素案に対する意見をいただきながら、最終的に案の策定を行っていくことになる。また、市民安全課の策定する地域防災計画と都市計画の方針で齟齬のないように調整しながら、策定を進めていく。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評 価	2	1 拡 充 す る	80点以上	評価点による判定 評価点 86 1	判定に至った理由 小松島市の今後の都市計画の基本方針となるものであり、よりよいものとなるよう策定を進めていく。
		2 現状のまま継続する	60～79点		
		3 改善・効率化し継続	50～59点		
		4 見直しの上縮小する	40～49点		
		5 終期設定し終了	30～39点		
		6 休 止	20～29点		
		7 廃 止	19点以下		

■改善・効率化・見直しの方向性 ※一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評 価	2	1 拡 充 す る	判定説明 小松島市総合計画で示されている3つの重点目標「安全・安心・信頼のこまつしま」に沿ったものとなるようなマスタープランの策定を進めていく必要がある。
		2 現状のまま継続する	
		3 改善・効率化し継続	
		4 見直しの上縮小する	
		5 終期設定し終了	
		6 休 止	
		7 廃 止	